

(2026年7月1日現在適用中)

1. 商品名	・新店ビル開業記念定期預金(大口定期)
2. ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま
3. 対象商品	大口定期預金
4. 期間	1年
5. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
6. 払い戻し方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払い頻度 (3)計算方法	・年0.80% なお、金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日の同一預入期間の大口定期預金の店頭表示利率となります。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	<個人のお客さま> ・2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・マル優のお取り扱いはできません。 <法人のお客さま> ・総合課税(非課税法人の場合は非課税)
9. 手数料	―――
10. 付加できる特約事項	・個人のお客さまの自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 他の定期預金担保分を合算した金額の90% (最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%

次項に続きます

(2026年7月1日現在適用中)

11. 期日前解約時の お取り扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と解約利息との差額を清算いたします。 なお、清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により清算いたします。 (1)お預け入れ日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合は、以下のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの計算で0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率。 A: 解約日における普通預金の利率 B: 約定利率×70% C: 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (2)お預け入れ日の1か月後の応当日以後に解約する場合は、以下のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの計算で0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率。 A: 約定利率×70% B: 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※基準利率とは、解約日に解約する元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預け入れするとした場合、その預け入れの際に適用される利率を基準として、所定の方法で算出した利率をいいます。
12. 金利情報の入手 方法	・当行インターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。
13. その他	・2026年6月末時点で既に当行の定期性預金にお預け入れのご資金は、本定期預金の対象外とさせていただきます。 ・本定期預金のお預け入れ前に当行の定期性預金を解約されている場合は、本定期預金のお預け入れをお断りさせていただくことがございます。また、本定期預金のお預け入れ後に、当行でお預け入れされている他の定期性預金を解約される場合は、該当の本定期預金の適用金利を1年もの店頭表示金利に切り替えさせていただくことがございます。 ・期日後利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度の範囲内で保護されます。 ・金融情勢等により、予告なく取扱い内容等を変更する場合や取扱いを中止する場合があります。 ・ATM、NCBダイレクト、西日本シティ銀行アプリでのお預け入れはできません。 ・他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません。
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772